



令和7年度（第2期）

赤い羽根こころつなぐ助成事業

申請期間 令和7年 6月1日(日) ~ 7月10日(木)

事業期間 令和7年 9月1日(月) ~ 令和8年 3月31日(火)

助成金額 1事業につき上限 10万円

※年度2事業まで（同一事業の申請は認めません）
※助成総額は総事業費の90%以内とします
※審査委員会において交付の可否を決定します

～ 詳細は裏面をご覧ください ～

申請書類および助成事業の説明書は、
本会ホームページ並びに本会事務局
にて配布します

ホームページからの検索方法

- ①村社協ホームページを開く→②様式ダウンロードをクリック→
- ③赤い羽根こころつなぐ助成事業から必要書類をダウンロード

本会では『誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり』を目指し、住民の皆さまの理解と協力を得ながら共同募金運動を展開しています。

その一環として、住民が主体的に行う地域福祉の推進を図るための社会福祉活動の普及・発展を目的として、本事業を実施します。



対象団体

～以下の条件を全て満たすこと～

- 東海村内に所在があること
- 法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること
- 企業、政治目的を持つ団体、宗教団体などから独立して運営されていること
- その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと
- 活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること
- 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- 共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること

対象事業

- ① 福祉に対する意識の向上を図る活動
- ② 社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- ③ 支援を必要とする方の生活をサポートする活動
- ④ 福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- ⑤ その他、地域の福祉課題の解決に取り組む活動



対象経費

- ・ 消耗品費
- ・ 備品購入費（上限5万円）
- ・ 賃借料
- ・ 謝金
- ・ 交通費
- ・ ボランティア保険料
- ・ 印刷製本費
- ・ 食糧費
（弁当代は1人800円、飲料代は1人140円まで）
- ・ 記念品代（事業実施に必要な場合のみ）
- ・ その他、事業実施に必要な経費

● 次のような経費は、助成対象となりません

- ・ 団体運営費
- ・ 役員報酬
- ・ 慶弔費
- ・ 食糧費のみの申請
- ・ その他、事業実施に必要と認められない経費

対象外事業

- 営利活動や政治、宗教等の運動のための手段として行われている事業
- 国または地方公共団体が設置（自治会を除く）かつ経営（委託を含む）し、若しくはその責任に属されるとみなされる事業
- 他団体への助成を目的とする事業
- 団体を運営するためにかかる人件費及び施設の維持管理費、組織運営費
- 当助成金以外の助成を既に受けている、または受ける予定のある事業経費
- 当助成金申請時に終了している事業
- その他、本会会長が不適当と認めるもの

問い合わせ

東海村共同募金委員会（東海村社会福祉協議会 内）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始除く）

連絡先：☎ 029(282)2804

所在地：〒319-1112 東海村村松2005 総合福祉センター「絆」内



社協ホームページ